

令和7年5月2日

「岡山地区（山陽線）における鉄道物流の災害による輸送障害に対するBCP策定に向けた官民一体の検討会」の概要について

この度、日本貨物鉄道株式会社（以下、JR貨物）及び当局を共同事務局とし、岡山県岡山市において、「岡山地区（山陽線）における鉄道物流の災害による輸送障害に対するBCP策定に向けた官民一体の検討会」を本年2月から3月にかけて計2回開催いたしました。

同検討会においては、輸送障害発生時のトラック・内航海運による代行輸送強化、輸送障害の発生抑制・影響の低減、関係者の連携促進等のため、船舶代行に備えた499総トン型貨物船の共同保有などのJR貨物の取組内容を共有したほか、抽出した代行輸送実施に当たっての課題等について議論を行い、検討結果をとりまとめましたので、その概要について別添のとおりお知らせいたします。

中国運輸局としても、今回要望・確認された事項の実現に向け、関係者と協力して取り組んでまいります。

＜検討会構成員＞

- ・ 利用運送事業者等6者（日本通運(株)、全国通運(株)、日本フレートライナー(株)、(公社)全国通運連盟、全国通運業連合会、協同組合 全国地区通運協会）
- ・ 岡山県
- ・ 岡山市
- ・ 倉敷市
- ・ 水島臨海鉄道（株）
- ・ 日本貨物鉄道（株）※
- ・ 国土交通省（鉄道局、中国地方整備局、中国運輸局※）

※は、事務局

＜問い合わせ先＞

中国運輸局
鉄道部 計画課 中山・増村
電話：082-228-8797

(別添)

本検討会での課題及び要望・確認された事項

項 目	速やかな代行体制確立に向けた課題	課題に対し検討会において要望・確認された事項
代行輸送車両の通行規制	代行輸送車両が通行する際に必要となる特殊車両通行許可の個別取得に時間を要すること	許可申請が出たら、関係する自治体・国が迅速な処理をすること
	想定される代行輸送車両の走行ルートは、高さが3.8mを超える鉄道コンテナ2個積みトラック（新規格車）の走行のため「高さ指定道路」（注1）に指定する必要があるが、一部の区間が未指定であること	代行輸送車両の想定走行ルートのうち、「高さ指定道路」に未指定である主要地方道45号線の一部（注2）について、道路管理者が指定すること
水島港・岡山港における岸壁使用および港湾荷役作業	事前に利用を想定する水島港・岡山港で利用する岸壁の想定、利用運送事業者並びに港湾荷役事業者との連携が必要	水島港玉島地区または岡山港福島・高島地区でのバース確保・港湾荷役作業の協力を要望 使用許可についても迅速な対応に協力すること
船舶代行拠点として水島臨海鉄道(株) 倉敷貨物ターミナル駅の利用	岡山貨物ターミナル駅単独では、鉄道から代行輸送に接続するすべての貨物を捌き切れないこと	船舶代行の接続に倉敷貨物ターミナル駅を利用する場合、同駅における荷役作業等がおおよそ対応可能であること
代行トラック用駐車場確保	岡山貨物ターミナル駅周辺におけるトラックの夜間・休日駐車場の確保を要すること	岡山貨物ターミナル駅近傍の公共用地を候補地とすること

（注1）道路法（車両制限令）に定める車両の高さの最高限度は原則3.8mですが、道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路（「高さ指定道路」）を通行する車両にあつては、4.1mとされています。

（注2）岡山貨物ターミナル駅から岡山港へ向かう代行輸送車両の想定走行ルート中のうち、岡山市中区江並79付近から中区新築港1付近までの区間。

※ J R 貨物のホームページでは、写真付きのより詳細な資料が参照できます。
(<http://www.jrfreight.co.jp/>)